

防犯優良戸建住宅 認定制度のご案内

防犯性能の高い

安全な住宅を認定する

【共同認定機関】

公益社団法人 三重県防犯協会連合会

NPO法人 三重県防犯設備協会

【後援】 三重県警察



認定プレート

この制度の概要

戸建住宅への侵入を伴う犯罪防止のため、「安全で安心な三重のまちづくり条例」をクリアした優れた防犯性能を備えている住宅を「防犯優良戸建住宅」として認定する制度で三重県警察が後援しています。

なお、認定を受けられる戸建住宅は、新築、既築を問いません。

認定基準 ● 侵入されにくい構造・設備の完備

見通しの確保、夜間照度、玄関・勝手口の扉への優れた錠前、テレビ付インターホンの設置。防犯ガラスまたはガラス破壊検知アラームの設置など。

見通しの確保。
塀、柵、門扉などによる領域性の明確化。

強固な扉、CP錠前又は2ロック、ピッキング、サムターン回し対策
玄関灯、外灯



ピッキング対策錠

録画機能付TVドアホン



テレビ付インターホン



防犯ガラス

接地階の窓は防犯ガラス又はガラス破壊アラーム、サブロック付きクレセント



面格子

接地階の小窓へ面格子



ガラス破壊アラーム

申請窓口：三重県防犯協会連合会

申請に必要な書類、申請方法など詳細は<http://www.miebouhan.com/>をご覧ください。

●お問合せ先●

NPO法人 三重県防犯設備協会

三防設 検索



TEL 059-232-0303 FAX 059-232-5586 E-mail info@miebouhan.com